

第2回 統治の基本原則

※法令の検索については、総務省の「法令データ提供システム」が便利である。

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

1 立憲主義と憲法 (第1章I、第18章III)

(1) 立憲主義 (6頁)

恣意的な権力を制限して国民の権利・自由を保障するという思想

18世紀の近代市民革命において主張されたもの

フランス人権宣言16条

(2) 憲法の概念 (4～7頁)

形式的意味の憲法、実質的意味の憲法(固有の意味の憲法)、立憲的意味の憲法
法的な「国家」と諸権力(立法・行政・司法)を創設する規範、最高法規

(3) 憲法改正 (340～341頁)

硬性憲法(96条)：国会両院の特別多数決と国民投票

憲法改正国民投票法(2007年)

◇憲法改正によって、次の改正以降は、国会両院の議決を単純多数決にできるか？

また、国民投票を廃止することができるか？

2 権力分立と法の支配 (第13章IIIII)

(1) 権力分立 (237～241頁)

歴史的な原理、各国毎の制度化の違い

①立法・行政・司法の「区別」

②国会・内閣・裁判所への「分離」(41・65・76条)

③衆議院解散、内閣不信任等の「抑制・均衡」

(2) 法の支配と法治国家 (241～244頁)

「人の支配」と「法の支配」

「法の支配」ということばの多義性

①「法の支配」＝「法治主義」：ヨーロッパ流の法律による行政の原理に力点

②「法の支配」≠「法治主義」：アングロサクソン流の裁判所優位の法秩序に力点

◇統治機構改革における「法の支配」論

「行政改革会議」最終報告書（1997年12月）

「今回の行政改革の基本理念は、制度疲労のおびただしい戦後型行政システムを改め、自律的な個人を基礎としつつ、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい21世紀型行政システムへと転換することである」

「『法の支配』こそ、わが国が、規制緩和を推進し、行政の不透明な事前規制を廃して事後監視・救済型社会への転換を図り、国際社会の信頼を得て繁栄を追求していく上でも、欠かすことのできない基盤をなすものである。」

「司法制度改革審議会」最終報告書（2001年6月）

「法の支配の理念に基づき、すべての当事者を対等の地位に置き、公平な第三者が適正かつ透明な手続により公正な法的ルール・原理に基づいて判断を示す司法部門が、政治部門と並んで、「公共性の空間」を支える柱とならなければならない。」

3 国民主権とデモクラシー（第13章IV）

(1) 国民主権（244～249頁）

憲法前文、1条

「主権」ということばの多義性…「国民主権」では「国政の最高決定権」が問題

「国民」の捉え方

①「国民」＝実在する有権者団→「主権」＝通常政治における権力の行使

②「国民」＝全国民→「主権」＝憲法制定権力、国家権力の正当性という建前

現在の国民主権の捉え方…建前+代表民主制の枠内での α ＝デモクラシーのあり方

◇憲法改正以外の国民投票は許されるか？

(2) 公共性と世論（250～251頁）

「公共性」

共和主義：「公共善」が実体的に存在する、討議による発見

多元主義：諸利益・諸団体の交渉・取引の結果が「公共善」

「世論」（よろん／せろん）

選挙・議会という制度的な政治プロセスの外側にあるもの

マスメディアの役割

◇「世論調査」の問題点

4 平和主義（第3章）

(1) 憲法9条の解釈と自衛隊関連法制（37～42頁、44頁）

平和的生存権（憲法前文）、戦争放棄・戦力不保持、交戦権の否認（9条）

自衛隊の合憲性

違憲説：自衛戦争は不可能→自衛戦力も保持不可能

合憲説：自衛戦争は可能→自衛戦力であれば保持可能

政府見解：戦力は保持できないが、自衛のための必要最小限度の実力行使は可能

→自衛のための必要最小限度の実力（自衛力）は保持可能

武力攻撃事態法（2003年）等の有事法制の整備

(2) 日米安保体制（42～43頁、45～46頁、48～49頁）

日米安全保障条約（1951年締結、1960年改正）

駐留米軍は「戦力」に当たるか？

日本の共同防衛行動義務の範囲はどこまでか？

政府見解：日本は集団的自衛権（国連憲章51条）を保持しているが行使できない
砂川事件最高裁判決（最大判昭和34・12・16）：統治行為論

自衛隊の「国際貢献」と日米安保体制の展開

PKO協力法（1992年）

日米新ガイドライン（1997年）、周辺事態法（1999年）

テロ対策特措法（2001年）

イラク特措法（2003年）

日米安全保障協議委員会（「2+2」、2006年）

海賊対処法（2009年）

◇ミサイル共同防衛は可能か？

以上